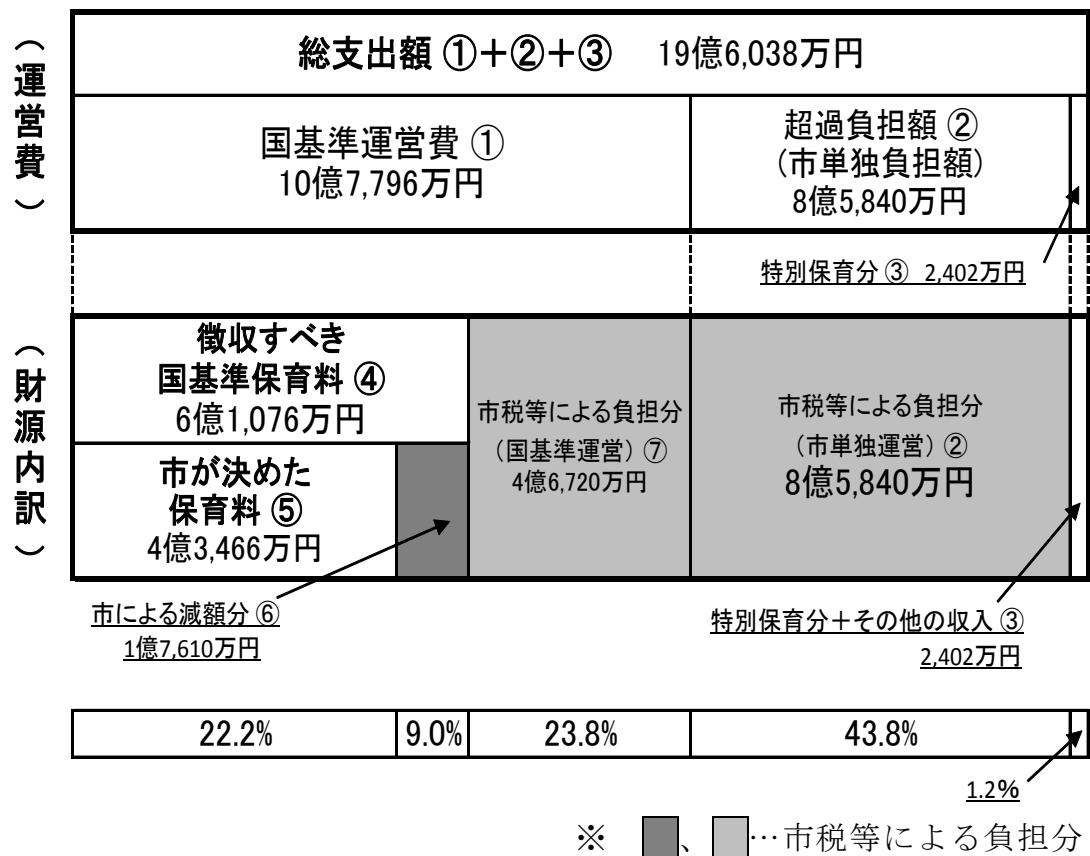


保育所保育料の改定について

1 本市を取り巻く背景

- (1) 本市の保育所運営は、保育士の加配、各保育所への看護師配置、完全給食等の点で国基準を上回る内容で行っているが、この部分は保育料を国基準どおりに収納したとしても超過負担となる単独運営分(図②)であって、市税等を投入して運営を維持している。

【図】 保育所運営に要する費用と財源内訳（平成21年度）



- (2) 本市の保育所保育料は、もともと、国が定める負担基準よりも減額して定められている（減額分は図⑥）。しかしながら、本市が平成9年度から保育料を据え置いてきた間も、国が定める負担基準(図④。以下「国基準保育料」という。)は値上げの改定をされており、結果として、市の減額分(図⑥)が国基準保育料に対して占める割合は大きくなっている。

- (3) 本市の保育所入所児童数は、増加の一途を辿っているが、保護者の就労に対する意識の変化等に伴い、この傾向は、今後も続くと予測されるが、本市独自の運営基準を持続していくためには、入所者数の増に伴って増加していく保育料の減額分(⑥)等を減らしていく必要がある。

2 国基準保育料の改定について(平成9年度⇒平成22年度)

平成9年度から平成22年度の国基準保育料の改定経過をまとめると、おおむね次の3つの特徴がある(比較表は別紙1を参照)。

- (1) 10階層を、平成21年度までに7階層に減じた。
- (2) 各階層とも全体的に値上げをしているが、保育に費用のかかる0～2歳児については、高所得の階層よりも低所得の階層の改定率が高い。
- (3) 平成22年度から新たに第8階層を設け、高所得者への相応の負担を求めた。

これらのことから考察すると、国基準保育料は、応能負担と基本としながらも、低所得者への負担も求めることで応益的色彩を やや強め、更に高所得者層も相応の負担を求めるようシフトしているといえる。

3 まとめ～本市保育料改定の考え方～

本市の保育所運営は、市単独の基準によって行っていることから、もともと、保育料を国基準どおりに収納したとしても、市税等による補てんが当然に必要な事業となっている。

保育料については、長らく低迷している景気を考慮し、平成9年度より据え置いてきたところであるが、本市の財政事情や、今後も増えることが確実視される保育所需要—いいかえれば本市の負担増—も勘案しなければならない状況に置かれていると考える。

今回の保育料改定は、まず、据え置いてきた間の国基準保育料の改定率を参考に改定を行い、現行の国基準の保育料に近付けるものである。

4 改正の概要（別紙2参照）

(1) 国基準の改定率に準拠した各階層の改定

各階層の改定率は、国基準保育料の階層ごとの改定率（別紙1参照）に準拠し、次の通りとすることとした。

	本市の階層区分	0～2歳児	3歳児	4・5歳児
低所得層	C階層	約3.8% (300～400円)	約4.8% (260～380円)	約4.8% (260～380円)
	D1～4階層	約4.6% (530～1,010円)	約5.2% (460～900円)	約5.2% (460～900円)
中～高所得層	D5～16階層	約2.2% (640～1,400円)	約7.0% (1,750～2,010円)	約7.5% (1,580～1,800円)

※ かつこ内は、1月当たりの改定差額。

(2) 「B階層」の有料化

B階層とは、所得税も住民税も非課税の階層で、国基準の第2階層に相当する。B階層については、今まで無料としていたが、国基準においてはもともと有料であり、また、国基準の改定が応益的色彩を帯びていることから、他市の保育料を参考にしながら、有料化することとした。

ただし、緩和措置として、B階層の保育料については、次のとおり段階的な引き上げとする。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0～2歳児	1,100円	2,200円	3,400円
3歳児	850円	1,700円	2,600円
4・5歳児	850円	1,700円	2,600円

(3) 国基準の第8階層に相当する「D17階層」の新設

国基準において、平成22年度に新たに追加された「所得税額73万4千円以上の階層」である第8階層に相当する階層として、D17階層を新設することとした。

(4) 改定による財政効果

歳入としては、「年額約2,380万円の調定増」を見込んでいる。

〔別紙1〕 国基準保育料の改定について(平成9年度⇒平成22年度)

0～2歳児

区分	国基準					相当する市階層(現行)
	平成9年		平成22年		平均改定率	
	階層	保育料	保育料	階層		
被保護世帯	1	0	0	1	0.0%	A
市民税非課税	2	8,000	9,000	2	12.5%	B
均等割のみ	3	17,000	19,500	3	3.8%	C
市民税課税	4	21,000				
8,500未満	5	26,000	30,000	4	4.6%	D1～D4
40,000未満	6	32,000				
70,000未満	7	40,000	44,500	5	2.2%	D5～D16
103,000未満	8	49,000				
413,000未満	9	57,000	61,000	6		
734,000未満	10	83,080	80,000	7		
734,000以上			87,660	8		

3～5歳児

区分	国基準					相当する市階層(現行)
	平成9年		平成22年		平均改定率	
	階層	保育料	保育料	階層		
被保護世帯	1	0	0	1	0.0%	A
市民税非課税	2	6,000	6,000	2	0.0%	B
均等割のみ	3	14,000	16,500	3	4.8%	C
市民税課税	4	18,000				
8,500未満	5	23,000	27,000	4	5.2%	D1～D4
40,000未満	6	29,000				
70,000未満	7	35,610 (29,270)	38,100 (31,470)	5	7.0% (7.5%)	D5～D16
103,000未満	8	35,610 (29,270)				
413,000未満	9	35,610 (29,270)	38,100 (31,470)	6		
734,000未満	10	35,610 (29,270)	38,100 (31,470)	7		
734,000以上			38,100 (31,470)	8		

※ 保育料の額が2段書になっている階層は、上段が3歳児、下段が4・5歳児のものである。

〔別紙2〕

保育所保育料の改定について

	0～2歳児			3歳児			4,5歳児		
	現行	改定案	差額	現行	改定案	差額	現行	改定案	差額
A	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	0	1,100	1,100	0	850	850	0	850	850
C01	8,140	8,440	300	5,520	5,780	260	5,520	5,780	260
C02	9,310	9,660	350	6,680	7,000	320	6,660	6,970	310
C03	10,650	11,050	400	8,030	8,410	380	8,020	8,400	380
C01H	7,730	8,020	290	5,180	5,420	240	5,180	5,420	240
C02H	8,840	9,170	330	6,270	6,570	300	6,260	6,560	300
C03H	10,110	10,490	380	7,540	7,900	360	7,530	7,890	360
D01	11,610	12,140	530	8,950	9,410	460	8,950	9,410	460
D02	13,670	14,290	620	11,030	11,600	570	11,010	11,580	570
D03	16,430	17,180	750	13,800	14,510	710	13,790	14,500	710
D04	22,080	23,090	1,010	17,440	18,340	900	17,410	18,310	900
D05	29,210	29,850	640	25,020	26,770	1,750	21,170	22,750	1,580
D06	36,410	37,210	800	25,560	27,340	1,780	21,430	23,030	1,600
D07	40,000	40,880	880	25,830	27,630	1,800	21,660	23,280	1,620
D08	44,500	44,500	0	26,110	27,930	1,820	21,890	23,530	1,640
D09	49,000	50,070	1,070	26,410	28,250	1,840	22,140	23,800	1,660
D10	54,800	56,000	1,200	26,670	28,530	1,860	22,370	24,040	1,670
D11	56,020	57,250	1,230	26,950	28,830	1,880	22,610	24,300	1,690
D12	56,340	57,570	1,230	27,250	29,150	1,900	22,840	24,550	1,710
D13	56,670	57,910	1,240	27,520	29,440	1,920	23,070	24,800	1,730
D14	57,000	58,250	1,250	27,820	29,760	1,940	23,310	25,050	1,740
D15	62,480	63,850	1,370	28,100	30,060	1,960	23,560	25,320	1,760
D16	63,970	65,370	1,400	28,740	30,750	2,010	24,080	25,880	1,800
D17		71,000	(新設)		31,350	(新設)		26,480	(新設)